

2012年 9月 6日

## JBS Newsletter

# 中国税務及び投資速報(抄訳)

## 2012年 8月

### Contents

#### 税務法規

1. 『増値税改革試行に係る会計処理規定』の発表に関する通達
2. 『政府の要請による移転に係る企業所得税管理弁法』の公布に関する通達
3. その他の通達

#### 商務法規

#### 税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2012年8月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 8月 3日 第2012026号
- ▶ 2012年 8月 10日 第2012027号
- ▶ 2012年 8月 17日 第2012028号
- ▶ 2012年 8月 24日 第2012029号

Japan Business Servicesグループで、2012年8月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 『増値税改革試行に係る会計処理規定』の発表に関する通達(財会[2012]13号)

増値税改革試行の実施により発生する会計処理について規定する。

対象	会計処理
差額計算方式の対象となっている。	「未払税金－未払増値税」の下に「増値税改革に係る売上税額の減額」を設ける。
試行対象役務の提供も行うが、試行前から一般納税人資格を有し、試行開始時に仕入税額の繰越額がある。	「未払税金」の下に「増値税繰越税額」を設ける(左記の繰越額は試行対象役務に係る売上税額からは控除できないため)。
試行による税負担の増加に対して、財政補填金の支給を受ける。	当該財政補填金は「営業外収入」に計上する。
増値税管理システム専用設備の購入・維持費用を未払増値税額から控除する。	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 一般納税者 「未払税金－未払増値税」の下に「減免税額」を設ける。</li><li>▶ 小規模納税者 「未払税金－未払増値税」を直接減額する。</li></ul>

## 2. 『政府の要請による移転に係る企業所得税管理弁法』の公布に関する通達(国家税務総局[2012]40号)

### 概要

政府の要請による移転(以下、「政策的移転」と略称)に係る企業所得税の取扱について定める。施行日は2012年10月1日。国税函[2009]118号は廃止。

#### ▶ 適用範囲

政策的移転のみを対象とし、自発的な移転や経営上の理由による移転は対象範囲に含めない。政策的移転の具体的な範囲についても定める。

政策的移転に係る所得や資産はその他の所得や資産と区分する必要がある。区分管理されていない場合は政策的移転に該当していないとみなし、当公告の規定の適用を認めない。

#### ▶ 移転収益の範囲

政策的移転に係る収益には、以下の補償収入及び移転中の資産処分による収入(棚卸資産は除く)が含まれる。

- ▶ 資産の収用に対する補償
- ▶ 移転や据付に対する補償
- ▶ 休業による損失に対する補償
- ▶ 移転中の破損に対する保険金
- ▶ その他の補償

#### ▶ 移転費用の範囲

政策的移転に係る費用には、以下の移転に係る費用及び移転中の資産処分による損失(処分資産の残存価額、処分費用、関連税金等)が含まれる。譲渡価値がなく廃棄処分にする資産は、残存価額がそのまま処分損失となる。

- ▶ 従業員の移転に係る実費
- ▶ 休業期間中の従業員給与及び福利費
- ▶ 資産の臨時保管に係る費用
- ▶ 資産の移転や据付に係る費用
- ▶ その他の移転に係る費用

その他、移転後の資産の税務処理(課税基準額、最短償却期間等)についても定めている。

## ▶ 課税所得の認識

移転期間中に発生した収益・費用は、一時的に当該年度の益金・損金としないことができる。この場合は「移転完了年度」において「移転清算」を行い、同年度の益金・損金に算入する。課税所得額の計算方法は以下の通り。

$$\text{課税所得} = \text{移転収益} - \text{移転費用}$$

「移転完了年度」の確定方法は以下の通りである。なお5年の移転期間は移転開始年度を初年度として計算する。

- ▶ 移転が完了する年度(移転期間が5年以内の場合)
- ▶ 移転期間が5年に達する年度(移転期間が5年超の場合)

課税所得がマイナスとなった場合、当該移転損失については移転完了年度に一度に損金算入するか、もしくは移転完了年度から3年間にわたって均等に損金算入するかのいずれかを選択することができる。損金算入方法はいったん選択すると変更できない。

その他、移転が完了したとみなされる条件、移転損失の繰越期限についても定めている。

## ▶ 徴税管理

移転の開始から翌年5月31日までの間に、所轄税務局(転出地、転入地の双方)に関連資料(政府の要請を示した通達、公告、移転計画、補償協議等)を提出する必要がある。当該期限内に関連資料を提出しない場合、特別な原因による遅延であると税務局に認められなければ、政策的移転に係る取扱を適用することはできない。

移転完了年度に所轄税務局に企業所得税年度申告表を提出する際に、「政策的移転清算損益表」もあわせて提出する必要がある。

当公告の施行日までに移転が完了しない場合は、当該移転が政策的移転に該当するならば、当公告の規定を適用する。一方、施行年度以前に完了し、従来の規定に従って税務処理している移転については調整を行わない。

## 所見

都市化の進展に従って、政策的移転の数も増加傾向にある。当公告は国税函[2009]118号の趣旨を受け継ぎつつ、以下の点に変更を加えている。

- ▶ 政策的移転の範囲の明確化
- ▶ 移転収入・費用の範囲の明確化(特に処分資産の残存価額の損金算入の容認)
- ▶ 移転損失及びその繰延処理の税務上の取扱の明確化
- ▶ 移転完了年度における移転清算の要求の追加
- ▶ 政策的移転に係る取扱を不適用とする条件の明確化(区分計算の未実施、関連資料提出の遅延等)

同時に国家税務総局による当公告に関する解説も発表されており、政策的移転と非政策的移転の間の税務上の取扱の主な相違点が解説されている。政策的移転に対しては、以下の優遇措置が認められている。

- ▶ 移転補償収入を取得年度の益金としなくてよい
- ▶ 移転期間として最長5年間で認められる
- ▶ 繰越欠損金がある場合、繰越可能期間の計算から移転期間を控除することができる

## 関連法規

- ▶ 政府の要請による移転や資産処分に係る収入の企業所得税上の取扱に関する通達(国税函[2009]118号)

### 3. その他の通達

- ▶ 一部の業種における農産品に係る増値税のみなし仕入税額の試行に関連する問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]35号)
- ▶ 国際徴税管理体制の強化に関する意見(国税発[2012]41号)
- ▶ 『省・市をまたぐ本支店機構間の企業所得税の分配・予納管理弁法』の公布に関する通達(財預[2012]40号)
- ▶ 北京等8省・市における交通運輸サービス及び一部の先進型サービスに係る増値税改革の試行に関する通達(財税[2012]35号)
- ▶ 『消費税暫行条例実施細則』の一部解釈に関する意見(財法[2012]8号)
- ▶ 『省・市をまたぐ本支店機構間の企業所得税の分配・予納管理弁法』の公布に関する通達(財預[2012]40号)
- ▶ 天津東疆保税港区におけるファイナンス・リースに係る輸出時税還付の試行に関する通達(財税[2012]66号)
- ▶ 北京市国家税務局による増値税改革中の申告納税・発票管理等に関する説明
- ▶ 北京等の8省・市における増値税改革試行の実施に係る一般納税人資格の認定に関する公告(国家税務総局公告[2012]38号)
- ▶ 『天津東疆保税港区におけるファイナンス・リース輸出時税還付管理弁法』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2012]389号)
- ▶ 貨物貿易外貨管理制度改革の全国展開に係る輸出時税還付に関する通達(国税函[2012]340号)

### 商務法規

- ▶ 外商直接投資の人民元決済の実務細則に関する通達(銀発[2012]165号)
- ▶ 『民間投資の健全な発展の促進に係る外貨管理問題に関する通達』中の直接投資に係る実務上の問題に関する通達(匯資函[2012]10号)
- ▶ 『第12次5カ年計画期間中の外資利用及び国外投資計画』の発表
- ▶ 『産業転換指導目録(2012年版)』(工業・情報化部公告[2012]31号)
- ▶ 株式投資企業の登録管理に係る全国会議の概要、ガイドライン・ひな型の公表に関する通達(発改弁財金[2012]1595号)
- ▶ 第12次5カ年計画期間中の電子港湾開発計画の公表に関する通達(国弁発[2012]41号)
- ▶ 出入国管理法(主席令[2012]57号)
- ▶ 『国外投資プロジェクト承認管理弁法(意見募集稿)』及び『外商投資プロジェクト承認管理弁法(意見募集稿)』に対する意見の募集
- ▶ 内地・香港の協力関係の強化のための政策に関する通達(国弁函[2012]100号)

### 税関法規

- ▶ 通関業務ペーパーレス化の試行に関する公告(税関総署公告[2012]38号)
- ▶ 海峡兩岸合作協議

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

<b>北京</b>			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		岡本 卓也	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
平澤 尚子	税務・移転価格		篠崎 洋樹	税務	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
<b>大連</b>			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
佐々木 大	監査		<b>広州</b>		
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	長内 幸浩	監査	
<b>天津</b>			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
町田 太郎	税務・移転価格		田中 昌志	税務	
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	masashi.tanaka@cn.ey.com		+86-20-2881-2871
<b>上海</b>			<b>深圳</b>		
木村 修	監査		小林 秀誉	監査	
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
坂出 加奈	税務・移転価格		富永 和晃	税務	
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289	kazuaki.tominaga@cn.ey.com		+86-755-2502-8127
高橋 臣一	監査				
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740			
江 海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

## 香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

## 東京

### 新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002204

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china